

1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうかが自体、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚，84円×8枚，20円×5枚，10円×8枚，2円×5枚，1円×5枚
合計1007円分

3 申立てに必要な書類

※ 別添の「**！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～**」をよく読んで提出してください。

- 申立書3通
→ 申立書は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、あなた用の控えの3通を作成してください。
- 事情説明書1通
- 子についての事情説明書1通
→ 未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 送達場所等届出書1通
→ 同届出書上部の【注意】をよく読んで記入してください。
- 進行に関する照会回答書1通
→ これは、相手方が見ることはありません。
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 「年金分割のための情報通知書」1通
→ 離婚と共に年金分割における^{年金}按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ 必要になる書類の例

養育費の必要な子どものいる場合：収入に関する書類等

→ 源泉徴収票写し，給与明細写し，確定申告書写し，非課税証明書写し等，申立人の収入が分かるもの

財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等

→ 不動産登記事項証明書，固定資産税評価証明書，預金通帳写し，残高証明書等，夫婦の財産の内容が分かるもの

婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面

→ 合意書，公正証書，調停調書，審判書等

- ・ 書類等を提出する場合には，裁判所用のコピー1部を提出するとともに，調停期日にはあなた用の控えを持参してください。
- ・ 相手方に交付したい書類を提出するときは，裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに，調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

※ 書類を提出する場合は，その都度，別添の「！重要・必ずお読みください！～裁判所に提出する書類について～」の裏面の確認手順「**その書類，大丈夫ですか？裁判所に提出する前に，まず確認！！**」に従って，相手に知られたくない情報の記載がないことを点検してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

あなたの提出した申立書については，相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については，他方の当事者は，閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては，裁判官が，円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して，許可するかどうかが判断します。

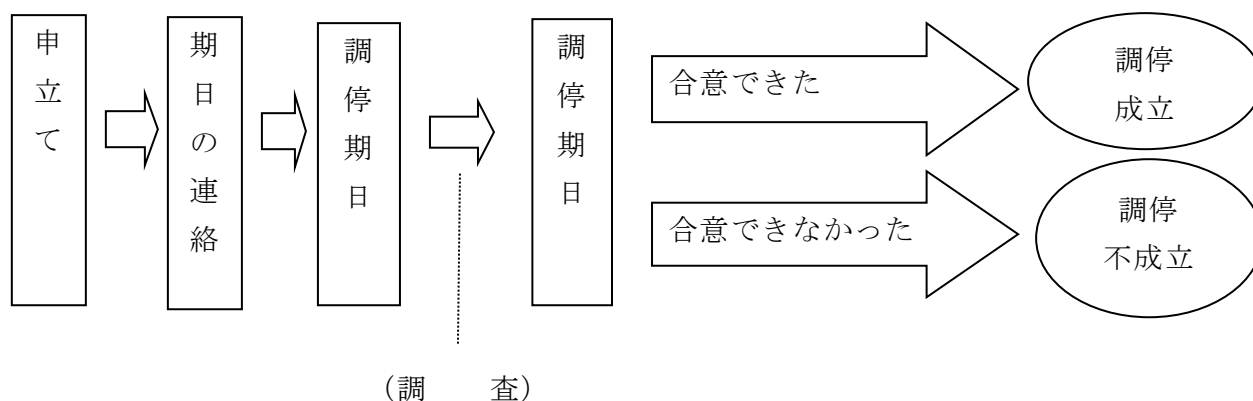
（ただし，申立てにあたって提出された「進行に関する照会回答書」については，相手方が見ることはありません。）

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。（ただし，相手方との間で，担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。）

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では，それぞれ別々の待合室でお待ちいただき，交互又は同時に調停室に入ってもらって，調停委員が中立の立場で，それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお，必要に応じて，家庭裁判所調査官が，調停期日に立ち会ったり，調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



○ その他，ご不明な点がある場合は，担当書記官にお尋ねください。